

## 「子どもの権利」って聞いたことありますか？

「子どもの権利」は、1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）に基づいています。この条約は、こどもを権利の主体としてとらえ、差別のないこと、子どもにとって最もよいこと、命を守られ成長できること、子どもが意味のある参加ができることという4つの柱から子どもの権利を保障しています。日本も1994年にこの条約を批准しており、すべてのこどもは、人として尊重され、差別や虐待を受けることなく、健やかに成長する権利を持っています。西原町のこども達は、豊かな自然と文化の中で生まれていますが、生活習慣に乱れがあるこどもやひとり親家庭、経済的に苦しい家庭も増加傾向にあります。

このような課題に対して西原町でも、健康的な生活習慣の普及をはじめとして、子どもの貧困、虐待防止対策などを推進していますが、すべてのこどもたちが健やかに成長できる社会を実現するためには、町だけではなく、みんなで考えていくことが必要です。こども家庭庁では、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定めています。全国的に児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事が行われ、本町でもこいのぼり掲揚を実施しています。みなさんもこの機会に「子どもの権利」について考えてみませんか？



差別のないこと



子どもにとって最もよいこと



命を守られ成長できること



子どもが意味のある参加ができること

※「こども」表記について

こども家庭庁では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用を推奨しており、本町においても文書などで「こども」と表記しております。ただし、子どもの権利条約に関連する箇所は、本理念における特別な場合に該当するため「子ども」と表記しています。

お問い合わせ：こども課 こども相談係 TEL:098-945-5311

## 認知症 カフェ

### にしまーるの由来

認知症の人やその家族、地域の人や専門家が相互に共有し、理解しあえる場として、誰もが気軽に繋がる場所。「にしはら」と「ゆいまーる」を掛け合わせて作りました。



## ゆんたく広場にしまーる イベントの案内

### テーマ：健康について考えよう

新生活、ゴールデンウィークとイベント盛りだくさんのこの頃。体もついつい無理してしまう時期ですね。5月の認知症カフェでは「特定健診・長寿健診について」と「健康について」を健康保険課の職員が講話を行います。皆さんお気軽にご参加ください♪

参加  
無料

■日時：5月14日(水) 14:00-16:00  
■場所：いいあんべ一家(中央公民館となり)



お問い合わせ

西原町地域包括支援センター TEL:098-882-0117

福祉課 介護支援係 TEL:098-945-4791

## 令和7年度 集団健診のお知らせ【特定健診、胃・肺・大腸がん検診】

場所 西原町保健センター(西原町役場) 受付時間 8:00~11:00

自己負担額 特定健診：(40歳以上) 無料 (20代30代) 1,300円  
胃がん：(偶数年齢) 1,000円 肺がん：400円 大腸がん：600円  
心電図：1,430円 (65歳以上国保加入者) 無料



日程	対象行政区	Web予約	電話予約
		西原町ホームページ (右二次元コード参照)	電話番号 098-889-6492 (沖縄県健康づくり財団)
7/10	木 上原、兼久、池田、坂田、 県宮内間団地、森川、 徳佐田、幸地ハイツ	4/26(土)~6/11(水) 24時間対応	6/9(月)~6/11(水) 8:30~12:00、13:00~16:00
8/15	金 平園、棚原、小橋川、美咲、 小波津団地、安室、内間、 掛保久	6/12(木)~7/16(水) 24時間対応	7/14(月)~7/16(水) 8:30~12:00、13:00~16:00

お問い合わせ：健康保険課 保健予防係 TEL:098-911-9163



## 西原町健康ポイント事業 健診を受けて、商品券をゲットしよう!!



西原町では健康づくりに取り組む意識の向上と習慣化のために、今年度も「西原町国民健康保険健康ポイント事業」を実施します。健診受診や体重記録などを実践し、規定のポイントを獲得した方に、特典(3,000円分の商品券)を進呈します♪(先着400名まで)

★対象：西原町国保加入者(20歳以上) ★応募締切：令和8年2月27日(金)まで

### 特典交換 までの流れ

①ポイントカードを受け取る(健康保険課 保健予防係)

②健康行動(健診受診や体重記録など)を実践し、ポイントを獲得

③3,000ポイント達成後、特典(3,000円分の商品券)と交換する♪



【注意事項】●応募は1人1回のみ。●ポイントを第三者に譲渡することはできません。

お問い合わせ：健康保険課 保健予防係 TEL:098-911-9163

## 令和7年4月1日より入院時食事療養費標準負担額が下記の通り変更となりました。

### ☆国民健康保険☆

■入院したときの食事代の標準負担額(1食あたり)

・住民税課税世帯(下記以外の人)		(490円)→510円
・住民税非課税世帯(区分オ) ・低所得者II	90日までの入院	(230円)→240円
	過去12ヵ月で90日を超える入院	(180円)→190円
・低所得者I		110円

※指定難病等の一定の要件に該当する場合は、(280円)→300円となります。※( )内の金額は、令和7年3月31日までの金額になります。

### ☆後期高齢者医療保険☆

■入院したときの食事代の標準負担額(1食あたり)

・現役並み所得者、一般I・II		(490円)→510円
・区分(低所得II)	90日までの入院	(230円)→240円
	過去12ヵ月で90日を超える入院	(180円)→190円
・区分(低所得I)		110円

※指定難病等の一定の要件に該当する場合は、(280円)→300円となります。※( )内の金額は、令和7年3月31日までの金額になります。

お問い合わせ：健康保険課 国民健康保険係 TEL:098-911-9163